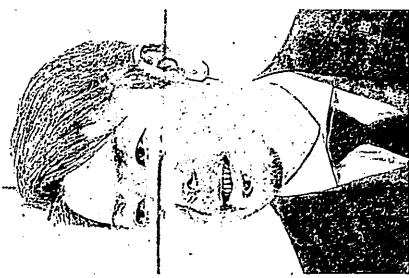


非犯罪化し 治療・支援を



まつもと 俊彦

日本は、薬物を使つた人に「犯罪者」の烙印を押すこと
で、薬物が広がるのを抑えることを目표とする。

しかし医学的に薬物とは、
「脳の神経系に働きかける
薬」で、麻薬や覚醒剤だけで
なく、アルコールやニコチ
ニン、カフェインも含まれま
す。毒はその中で人体や社会
における危険度がもっとも高
いのはアルコールで、危険運
転やDVなど暴力行為の原因
になります。一方で、こわ
ゆる薬物の被害者は「自分」
だけれどが大半なのです。

にもかかわらず、アルコールは長い間、人類の歴史AIJもたれていたために処罰の対象となりませんでした。麻薬や覚醒剤などは、比較的最近になつて本邦にたらしもあり、国際的に刑罰によって規制されてきたと言えます。

特に日本はシナや危険

1967年生まれ。国立精神・神経医療研究センター薬物依存研究部長。薬物やアルコールの依存症治療に長年関わる。

精神科

「ドラッグなどが問題化するた
び、場当たり的に罰則を強化
しちゃつた。『覚醒剤を出す
か、人間を出すか』といつも
ピーチ・ハムのからくり懲罰
使用者を捕まえて一いつ、使
用者を除外してきたのです。
（お）毎回スクサウ、吸改

しかし再犯リスクは、服役期間が長かったり回数が多いったりするほど高くなるといつて研究結果もあります。「犯罪者」として社会から排除され、孤立感から薬物使用がエスカレートしてしまうのです。日本では手軽なドリンクの使用が強烈薬物につながるというデータカード（入り口）説が語られますが、むしろ孤立感や社会への不信が促しているように思います。

つまり刑罰は有効というか書く言えます。アルコールも薬物も「本人の責任で使うもの」であり、薬物の使用は「非犯罪化すべきだ」と思

ます。実際、海外では図書の
より治療や支援に重点を置く
「ホーム・カミング」が
本がこの流れの書物。

大きな成果を上げて注目されたのは、ポルトガルです。2001年に全ての違法薬物を非犯罪化し、個人使用や少量化の所持は罪に問わず、回復プログラムや商業支援につなぐルートを設けました。10年後、注射器による薬物使用や10代の経験者割合が減りました。作手はカナダが大麻使用を

国が管理下に置いた上で合意化しました。近年、世界保健機関(WHO)や国連工業開発機関(UNIDO)など、国際機関による規制強化が進んでいます。

罪事務所(UNODC)によれば、国際機関も繰り返し薬物の非犯罪化を推奨しています。日本では封じ込めが成功し、歐米に比べ薬物使用者は少ないことられています。しかし実際は、刑罰により本当に依存症に苦しむ人が「使っている」と言ひ出せない現状があるのです。

薬物依存とは本来、道德問題ではなく健康問題だつたはずですが。病気を醫しても回復にはつながりません。日本も必要な人へ治療や支援が届く社会にするため、薬物施策の打ち切る時ではなくかと思ひます。(賀美手・弊田さ(ち))

の増加を止められなかつた行政も、その効果を注目して採用(?)せざるを得なかつた。

日本でも最近、「薬物使用者は依存症なのだから、刑事罰ではなく治療の対象ですべておだ」について議論が出ており、これがあります。ただ注意すべくおだ、薬物使用者が必ずしも依存症ではなきこと等が書かれています。

国連の薬物犯罪事務所が出
した2019年版「世界薬物
報告」によるべく、薬物使用者
の割合は全人口の5~6%で

手厳しいがそれでいるか



1966年生まれ。関西学院大学教授。「覚醒剤の社会史」「ドラッグの社会学」著書に「よど」。

37年制定の大蔵課税法は、好景気には必要とされたものの、29年の大恐慌後に不要となつたメキシコ人労働者を排斥するための立法でした。つまり、薬物は外国人や移民など「外から来る脅威」の象徴として扱われたのです。

として駆逐されたのです
米国を導くのも、国際協定